

県南広域振興局長告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年3月3日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東和薄衣線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一 関市藤沢町黄海字下曲田422番1地先から167番1地先まで	新	A 41.1～15.3 m	m 361.7
	旧	A 41.1～15.3	361.7
B 46.8～11.5		395.0	
一 関市藤沢町黄海字下曲田423番6地先から167番1地先まで			

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
  - (2) 期間 平成29年3月3日から同年4月3日まで